

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年10月21日（令和7年（行情）諮問第1204号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第275号）

事件名：特定文書に文書管理情報が作成されていない理由が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年7月15日付け防官文第16698号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（5）（略）

（6）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（7）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年7月15日付け防官文第16698号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本

件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により、情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和7年10月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和8年5月29日 | 審議 |
| ④ | 同年6月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 防衛省内部部局においては、「防衛省行政文書管理細則（通達）」

(令和4年3月30日防官文第6147号。令和4年4月1日施行)

(文書2、以下「現行細則」という。)第1章第2第5項第2号本文の規定に基づき、行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政文書の適当な箇所に文書作成日又は取得日、当該行政文書を作成又は取得した文書管理者、保存期間、保存期間の満了する日、枚数・冊数、配布先等の文書管理に必要な情報を記載することに努めることとしているが、行政文書の写しを防衛省外に配布する場合は、この限りではないとしている(同号ただし書ア)。

また、「防衛省行政文書管理細則（通達）」(平成23年4月1日官文第4026号。令和4年3月31日廃止)(文書1、以下「旧細則」という。)第8第1項第2号においても、施行時から同様の内容が規定されていた。

イ 本件開示請求書には、「防官文第5840号(2024.11.11一本本B1864)」で開示実施された各文書に「防衛省行政文書管

理細則（通達）」で定める「文書管理情報」が作成されていない理由が分かる文書」との記載があるところ、「防官文第5840号（2024.11.11－本本B1864）で開示実施された各文書」は、旧細則の施行後に作成したものであり、また、防衛省外への配布を目的として作成した資料であることから、当該文書に文書管理情報が作成されていない理由が分かる文書として、本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

ウ 本件対象文書は、防衛省大臣官房文書課において作成及び管理・保有している文書である。

エ 本件開示請求時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有もしていない。

オ 本件審査請求を受け、関係部署において、書庫、倉庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）これを検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた旧細則（文書1）及び現行細則（文書2）の各写しを確認したところ、諮問庁が上記（1）で説明する文書管理情報に関する規定があり、行政文書の写しを防衛省外に配布する場合には文書管理情報を記載することを要しない旨も規定されている（以下「本件例外規定」という。）ことが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から提示を受けた「防官文第5840号（2024.11.11－本本B1864）で開示実施された各文書」に該当する文書（写し）を確認した結果を踏まえると、これらの文書は、旧細則の施行後に、防衛省外への配布を目的として作成されたものであることから、本件例外規定により文書管理情報が記載されなかったものであり、このことから、防衛省大臣官房文書課で保有する本件対象文書を特定した旨の上記（1）イ及びウの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。。

以上を前提にすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（1）エ及び上記第3の2（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

さらに、上記（1）オの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

防官文第5840号(2024.11.11-本本B1864)で開示実施された各文書に「防衛省行政文書管理細則(通達)」で定める「文書管理情報」が作成されていない理由が分かる文書。【裏面をご参照下さい(裏面略)】

2 本件対象文書

文書1 防衛省行政文書管理細則(通達)(官文第4026号。23.4.1)

文書2 防衛省行政文書管理細則(通達)(防官文第6147号。令和4年3月30日)